

# 伊勢崎市議会基本条例（逐条解説）

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の責務及び活動原則（第2条—第4条）

第3章 議会運営の原則（第5条—第9条）

第4章 市民に開かれた議会（第10条—第14条）

第5章 市長等との関係（第15条—第18条）

第6章 議会の機能強化（第19条—第23条）

第7章 災害時の対応（第24条）

第8章 議員の政治倫理（第25条）

第9章 最高規範性並びに条例の検証及び見直し（第26条・第27条）

### 附則

私たちの伊勢崎市は、美しく雄大な赤城山を背に広大な関東平野が広がり、そこには利根川をはじめ幾筋もの川が流れ、大小様々な池沼が点在しております。恵まれた自然環境の中で古代東国文化の中心地として栄えるなど悠久の歴史と文化を育んできました。

近世以降は養蚕業や伊勢崎銘仙など織物産業の一大産地となり、今では商工業を中心とした産業都市として、また、群馬県内有数の農業産出額を誇る農業都市として、調和のとれた発展を続けております。そして、このまちには、全国でも有数の外国籍の住民など多様な人々が暮らしております。

伊勢崎市議会は、私たちの住むまちで、全ての市民が健康で文化的な暮らしを営めるよう、孤立や排除を生み出さず、地域社会で共に支え合うソーシャルインクルージョンの理念に基づき、「チーム議会」として活動します。それにより共生社会の推進及び住民生活の更なる向上並びに歴史、伝統及び文化の伝承を基とした伊勢崎市の均衡ある発展を目指します。

大局的な視点を持ちつつ、日々の政策課題と正面から向き合い、市民の負託に全力で

応えるという強い決意の下、「議論を尽くす議会」「休むことのない議会」「誰もが参加できる開かれた議会」「専門性のある議会」を目指して、ここに伊勢崎市議会基本条例を制定します。

#### 【前文の解説】

本条例が伊勢崎市議会の最高法規であることを踏まえ、本市の自然環境、育んできた歴史などに触れながら、伊勢崎市議会としての議会改革に対する思いを「前文」として表現したものです。

第1段落目は、本市の自然豊かな市域と文化的背景を述べています。

第2段落目は、本市の産業の歴史的過程と発展、さらに多様な外国籍住民が暮らしている状況を述べています。

第3段落目は、このように外国籍住民が多いことが本市の特色であることを踏まえつつ、多様な立場の方々全てが健康で文化的な生活を営むことができるよう、伊勢崎市議会が共生社会を推進することにより市の発展を目指していくことを述べています。

第4段落目は、第1～3段落目で述べたような広い視野を持ちながら伊勢崎市議会として目指す姿勢を示し、この条例を制定する決意を述べています。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、伊勢崎市議会（以下「議会」といいます。）及び伊勢崎市議会議員（以下「議員」といいます。）の責務、活動原則その他の議会に関する基本的理念及び事項を定めることにより、議会が政策立案機能及び行政運営に対する監視機能を十分に発揮し、伊勢崎市民（以下「市民」といいます。）の負託に応え、もって市民の福祉の向上及び伊勢崎市政（以下「市政」といいます。）の発展に寄与することを目的とします。

**【条例の解説】**

目的を規定した条文です。

議会には政策を立案したり、行政が正しく運営されているかを監視したりする機能があります。本条例に議会と議員の責任や活動原則についてなどの基本的な考え方や事項を定めることでそれらの機能を十分に発揮して市民の負託に応え、市政発展への力になることを目的とすると述べています。

**第2章 議会及び議員の責務及び活動原則**

(議会の責務及び活動原則)

**第2条** 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視する責務を負います。

- 2 議会は、地域の特性を生かした新しい地域づくり及びソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、活動します。
- 3 議会は、多様な市民意思の把握に努め、議会として政策立案に努めます。
- 4 議会は、常に市民の立場に立ち、行政運営を監視及び評価します。

**【条例の解説】**

議会の責務及び活動原則を規定した条文です。

議会は、議決機関及び団体意思決定機関として、中立、分かりやすさ、市民からの信頼を重視する責任があること、また全ての人々と分け隔てなく共生して活動すること、市民意思の把握や政策の立案に努めること、行政が正しく運営されているかを監視・評価することを述べています。

(議員の責務及び活動原則)

**第3条** 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議

員相互の自由な討議を尊重しなければならないものとしします。

- 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならないものとしします。
- 3 議員は、市民全体の利益を勘案して活動をしなければならないものとしします。
- 4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとしします。

**【条例の解説】**

議員の責務及び活動原則を規定した条文です。

議員は、議会が意思や意見を表す場であることや話し合いによって物事を決める場であることを理解し、議員同士の自由な討議を尊重すること、多様な市民意思を把握するとともに自己研さんに努めて市民の代表としてふさわしい行動を意識すること、市民全体の利益を意識しながら活動すること、また、議会活動には市民に対する説明責任があることを述べています。

(会派)

**第4条** 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成する会派を結成することができます。

- 2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間での調整を行い、合意形成に努めるものとしします。

**【条例の解説】**

会派について規定した条文です。

会派について、政策を中心として同じ考え方を持つ複数の議員で構成するものである、と定義づけています。伊勢崎市議会は政策を立案する時などには会派間での調整や合意形成に努めていくとの活動原則を述べています。

### 第3章 議会運営の原則

(本会議及び委員会の公開)

**第5条** 議会は、原則として、全ての本会議及び委員会を公開します。ただし、公開しない場合にあつては、その理由を明らかにしなければならないものとします。

2 議会は、前項本文の規定により公開する本会議及び委員会の開催についてあらかじめ市民に周知するよう努めます。

#### 【条例の解説】

本会議及び委員会の公開を規定した条文です。

全ての本会議、委員会を原則として公開し、公開しない場合はその理由を明らかにすること、また、開催について周知することを述べています。現在伊勢崎市議会ではホームページや議会広報紙等で次回定例会に関する会議日程予定を周知しています。

(討議の原則及び意見集約)

**第6条** 議会は、議決に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くします。

2 議会は、原則として、委員会を中心に議員間討議を行うことができます。

3 議長及び委員長は、前2項の規定に基づき本会議及び委員会を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとします。

#### 【条例の解説】

討議の原則及び意見集約を規定した条文です。

本会議での議決や委員会での議案の審査において、議員同士がそれぞれの考えを自由に発言し議論を尽くすこと、議長や委員長はその結果を市政に反映するために意見をまとめるよう努めることを述べています。

(議会運営委員会)

**第7条** 議会は、円滑な議会運営のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条第1項に規定する議会運営委員会を活用します。

**【条例の解説】**

議会運営委員会を規定した条文です。

地方自治法第109条では、議会の運営に関する事項などを調査するために普通地方公共団体の議会に議会運営委員会を設置することが定められています。伊勢崎市議会では、スムーズに議会を運営するためにこの議会運営委員会を活用することを述べています。

(協議等の場)

**第8条** 議会は、法第100条第12項の規定による協議又は調整の場として、次に掲げる会議を活用します。

- (1) 議員協議会
- (2) 会派代表者会議

**【条例の解説】**

協議等の場を規定した条文です。

地方自治法第100条第12項では、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができると定められています。伊勢崎市議会では、議員協議会や会派代表者会議を協議または調整の場として活用することを述べています。

(委員会活動)

**第9条** 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとします。

- 2 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとします。

**【条例の解説】**

委員会活動を規定した条文です。

委員会は能率的・効果的に議案の審査等を行い、設置目的が十分に果たされるよう活動すること、議会閉会中も積極的な活動を行うことを述べています。委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

**第4章 市民に開かれた議会**

(請願及び陳情)

**第10条** 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱います。

- 2 議会は、必要に応じて、請願者又は陳情者の意見陳述等を行う機会を設けます。

**【条例の解説】**

請願及び陳情を規定した条文です。

提出された請願は所管の常任委員会で審査し、その内容の妥当性や施策に反映させるべきか否か等を決め、陳情は全議員に配付するなどして適切に取り扱うことを述べています。

また議会は請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止めて請願者や陳情者から直接意見等を聴く場を設けるように努力することを述べています。

(広報及び広聴)

**第11条** 議会及び議員は、市民への情報提供等の広報広聴活動の充実により、市民に対する説明責任を果たし、その負託に応えるものとします。

- 2 議会は、議会の広報紙（以下「議会報」といいます。）の内容及び紙面の構成を含

めて、見やすく、市民に愛される議会報づくりを目指します。

- 3 議会は、市民に分かりやすい情報発信に努め、不断に議会報及びホームページの充実を図ります。

**【条例の解説】**

広報及び広聴を規定した条文です。

議会及び議員は、市民からの負託に応えるため、積極的に広報広聴活動を行い、説明責任を果たす必要があることを述べています。

なお、広報媒体の活用にあたり、議会報の作成においては開催された定例会や臨時会の内容を見やすく、分かりやすく市民にお知らせすることを目指し、またデジタル化が進む現状を鑑み、ホームページも分かりやすく充実したものになるよう努めることを述べています。

(意見交換会の実施)

- 第12条** 議会は、必要に応じて、市民との意見交換会を開催して、市民の声を議会運営の改善や政策提言に活用します。

**【条例の解説】**

意見交換会の実施を規定した条文です。

様々な行政課題について市民と情報や意見を交換し、議会運営をより良くしたり、市へ政策提言を行ったりする際に活かすことを述べています。なお、意見交換会を開催する際には、団体のほか一般市民の方も参加しやすいような方法を考えます。

(情報公開)

- 第13条** 議会は、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する

等、議会が保有する情報の公開に努めます。

- 2 議会は、原則として、会議録及び委員会の記録を閲覧できるようにしなければならないものとしします。

**【条例の解説】**

情報公開を規定した条文です。

行政情報の公開請求への適切な対応、議会が持っている情報や会議録の公開など、情報公開に努めることを述べています。会議録は現在、市役所市民情報コーナーや図書館等で見られるほか、ホームページ内の会議録検索システムにより検索・閲覧が出来ます。

(共生社会の推進)

**第14条** 議会は、バリアフリー及びユニバーサルデザインを基本とし、市民誰もが参加できる議会を目指します。

- 2 議会は、手話の普及活用その他の情報保障の充実に努め、市民誰もが分かりやすい議会を目指します。

**【条例の解説】**

共生社会の推進を規定した条文です。

バリアフリーやユニバーサルデザインを基本としながら市民の誰もが参加できる議会を目指すこと、手話の活用などにより誰でも情報が獲得できる環境を整え、分かりやすい議会を目指すことを述べています。伊勢崎市議会では、平成29年6月定例会において伊勢崎市手話言語条例案を可決した後、手話は言語であるという考えのもと、手話や聾者への理解を広げ、手話の普及促進を図っています。

## 第5章 市長等との関係

(質問及び質疑)

**第15条** 本会議における質問及び質疑は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点を明確にして行うものとします。

### 【条例の解説】

質問及び質疑を規定した条文です。

本会議での質問及び質疑の際、議員はその発言通告時に一括質問一括答弁方式または一問一答方式のどちらかを選択して発言することを述べています。一問一答方式は、質問・質疑に対する答弁が聞いていて分かりやすいなどのメリットがあり、多くの市議会で運用されています。伊勢崎市議会では令和4年12月定例会から一問一答方式を導入しました。

(反問権)

**第16条** 市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」といいます。）は、議員からの質問及び質疑に対して、その論点を整理するため、本会議にあっては議長の、委員会にあっては委員長の許可を得て反問することができます。

### 【条例の解説】

反問権を規定した条文です。

反問権とは、議員からの質問等に対してその趣旨を確認するために、市長等が議員に問い返す権利のことです。従来は議員からの質問等に対して答弁するのみでしたが、論点を整理し、議論を深めることを目的に、議長や委員長の許可を得て反問権を行使できることを述べています。

(政策提案等の説明)

**第17条** 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について説明を求めることができます。

- (1) 政策の根拠
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における位置付け

2 議会は、予算及び決算の議案を審議するに当たり、前項の規定に準じて、政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めることができます。

**【条例の解説】**

政策提案等の説明を規定した条文です。

議会在市長に対して、提案された政策の根拠、提案に至るまでの経緯及び伊勢崎市総合計画における位置付けについて説明を求めることができると述べています。また、予算や決算の議案を審議する際も、分かりやすい説明を求めることができると述べています。

(議決事件の追加)

**第18条** 議会は、法第96条第2項の規定により、同条第1項に規定する事件のほか必要な事件を議決事件として追加することができます。

- 2 議会は、前項の規定により議決事件を追加し、又は追加した事件を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとします。
- 3 議会で議決すべき事件は、別に条例で定めます。

**【条例の解説】**

議決事件の追加を規定した条文です。

地方自治法第96条第1項では、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定などを議決事件として定めています。さらに、第2項ではそのほかに普通地方公共団体は議会の議決すべき事件を条例で定めることができることとされていることから、本市では伊勢崎市議会の議決すべき事件を定める条例を定めています。本条ではその条例で定められたほかに必要な議決事件を追加でき、追加・削除する場合は、その理由及び根拠を明確に示すことを述べています。

**第6章 議会の機能強化**

(議会改革並びに議会機能の強化及び充実)

**第19条** 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により生じる市政の課題や市民要望に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組み、議会機能の強化及び充実を図ります。

**【条例の解説】**

議会改革並びに議会機能の強化及び充実を規定した条文です。

議会は、常に変化している社会情勢等に伴って生じる課題や市民要望へ対応するために、不断に議会改革に取り組み、議会機能の強化を図っていくことを述べています。

(議会事務局体制の強化)

**第20条** 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能の充実及び組織体制の整備に努めます。

- 2 議会は、議会事務局の法務機能の強化を図ります。
- 3 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めるものとします。

- 4 議会事務局は、法第138条第5項に鑑み、市長等からの独立性を保持するものとします。

**【条例の解説】**

議会事務局体制の強化を規定した条文です。

議員の資質の向上や議会活動、議会運営の一助とするため、また、議員が議案を提出するために、それぞれ必要となる調査研究及び立法の支援ができるよう議会事務局の組織体制の強化に努めていくことを述べています。さらに、議会事務局の職員は地方自治法第138条第5項に基づき議長が任免することから、事務局は市長等からの独立性を保持していることを述べています。

(専門的知識の活用)

- 第21条** 議会は、審査又は調査に当たり、法第100条の2の規定による学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努めます。

**【条例の解説】**

専門的知識の活用を規定した条文です。

地方自治法第100条の2には、普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる、と定められており、これに基づき専門的知見を活用することで、議会における審査をより一層深めたものにしていくと述べています。

(議会図書室の充実)

- 第22条** 議会は、議員の調査研究及び政策立案等の能力向上を図るため、議会図書室の充実及び機能の強化に努めるとともに、その有効活用を図ります。

**【条例の解説】**

議会図書室の充実を規定した条文です。

議員の調査研究や政策立案等のため、議会には図書室を設けなければなりません。伊勢崎市議会の議会図書室には、本会議や委員会などの会議録、地方自治行政に関する刊行物などが配架されているほか、検索機能を備えたパソコンの配備により官報等の政府刊行物や過去の会議内容等の検索も可能にし、必要な情報を議員がスムーズに得られる環境を整え、有効活用を図っています。本条ではさらにその充実及び機能強化に努めていくことを述べています。

(政務活動費)

**第23条** 会派又は議員は、政策立案等の能力向上を図るため、別に条例で定める政務活動費を有効に活用し、政務活動の充実に努めるものとします。

2 議長は、政務活動費に係る収支報告書等を公表し、その使途の透明性の確保に努めるものとします。

**【条例の解説】**

政務活動費を規定した条文です。

政務活動費は、地方議会の活性化や議員の調査研究その他の活動基盤の充実等を図る観点から、これらの活動に必要な経費の一部を助成するもので、会派又は議員は政務活動費を有効に使い、その使い道を明確にすることを述べています。現在ホームページにおいて、政務活動費の支出状況報告書などを四半期ごとに公表しています。

**第7章 災害時の対応**

**第24条** 議会は、大規模災害が発生し、伊勢崎市災害対策本部（伊勢崎市災害対策本部条例（平成17年伊勢崎市条例第24号）に基づき設置される災害対策本部をいいます。

以下この条において「対策本部」といいます。)が設置された場合において、次のとおり対応します。

- (1) 議員による協議、調整等を行うための組織を設置します。
- (2) 被災状況等の情報をとりまとめ対策本部に伝えます。
- (3) 必要に応じて、対策本部に提案、提言、要望等を行います。

2 議会は、大規模災害発生時における議会及び議員の対応及び行動基準を別に定めま  
す。

#### 【条例の解説】

災害時の対応を規定した条文です。

大規模な災害が発生し、伊勢崎市災害対策本部が設置された場合の議会の対応について述べています。また、大規模災害が発生した際の議会及び議員の対応及び行動基準を別に定めることを述べています。

## 第8章 議員の政治倫理

第25条 議員は、市民の厳粛な負託を受けていることを深く自覚し、市民全体の代表者として常に良心と高い倫理性を持って職務に精励するものとします。

#### 【条例の解説】

議員の政治倫理を規定した条文です。

議員は市民の代表者として、市民からの負託を受けていることをしっかりと認識したうえで、良心と高い倫理性を持って職務を全うしていくことを述べています。

## 第9章 最高規範性並びに条例の検証及び見直し

(最高規範性)

**第26条** この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例その他の規程を制定改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとします。

### 【条例の解説】

最高規範性を規定した条文です。

本条例が伊勢崎市議会の基本的理念を定めている最高規範であり、議会に関する条例等を定めたり、改正及び廃止したりする場合は、本条例の内容との整合を図ることを述べています。

(条例の検証及び見直し)

**第27条** 議会は、一般選挙後その任期中、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を市民に公表します。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の見直しが必要な場合には、この条例の改正も含めて、適切な措置を講じます。

### 【条例の解説】

条例の検証及び見直しを規定した条文です。

議会は、第1条で定めた本条例の目的が達成されているかを検証すること、その結果を市民に公表することを述べています。検証の結果、制度を見直す必要があれば本条例の改正を含め適切な措置を取ることを述べています。

## 附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の始まる日から施行します。